

沖縄県マリンタウン国際会議・大型展示場整備運営等事業 に係る有識者委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、沖縄県マリンタウン国際会議・大型展示場整備運営等事業（以下「PFI事業」という。）の事業者選定に向けて、実施方針等の検討を行うにあたり、有識者の意見を聴取するため開催する有識者委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 委員会は、PFI事業の整備運営等事業者（以下「事業者」という。）の選定のための検討について、次の事項を所掌する。

- (1) 実施方針に関する検討
- (2) 事業者の募集・選定に関する検討

(組織)

第3条 委員会は、学識経験者、有識者及び行政関係者をもって組織し、委員は別表に掲げるとおりとする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたとき、その職務を代理する。

(会議の出席依頼等)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、文化観光スポーツ部MICE推進課長が各委員に依頼する。

- 2 会議の議長は、委員長が務める。
- 3 委員会は、必要があると認めるときは、議事に関係のある者に出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(委員の責務)

第6条 委員は、公正かつ公平な審議に努めなければならない。

- 2 委員は、直接間接を問わず、PFI事業の契約の入札に参加してはならない。
- 3 委員がPFI事業の契約の入札に参加し又は関与したことが判明したときは、事業者選定時において、当該委員が関与した入札を選考対象外とするものとする。
- 4 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。ただし、県が公表した情報については、この限りではない。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、文化観光スポーツ部MICE推進課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱の実施について必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年9月1日から施行する。

(別表)

「沖縄県マリンタウン国際会議・大型展示場整備運営等事業」
に係る有識者委員会委員

	分野	氏名	所属等
1	学識経験者 (観光)	しもじ よしろう 下地 芳郎	琉球大学 国際地域創造学部客員教授 沖縄観光コンベンションビューロー会長
2	学識経験者 (建築)	おぐら のぶゆき 小倉 暢之	琉球大学 名誉教授 一級建築士
3	MICE	はら としかず 原 利一	松江コンベンションビューロー 一般財団法人 くにびきメッセ 誘致統括官
4	法務	まえだ ひろし 前田 博	森・濱田松本法律事務所 弁護士
5	金融	てばか てつや 手計 徹也	デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザー合同会社 パートナー 会計士
6	地域振興	ふちべ みき 淵辺 美紀	沖縄経済同友会 代表幹事
7		てるや つとむ 照屋 勉	与那原町 町長
8		さきはら せいしゅう 崎原 盛秀	西原町 町長
9	行政	みやぎ つぐよし 宮城 嗣吉	沖縄県 文化観光スポーツ部長